

全弓連発第 8-27 号
令和 8 年 5 月 26 日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 永 谷 喜 一 郎



企業からの広告活動への協力要請に関するお知らせ

平素から本連盟の事業・運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標題のこと、近時、企業から広告活動への協力を求められる例が増えているため、そのような場合に注意すべき点につき、以下のとおりご連絡いたします。

当連盟の「加盟団体及び会員等の遵守規程」第 3 条（加盟団体の会員）は、「加盟団体は、次に掲げる者を会員とすることはできない。なお既に会員であっても、次に該当した場合は、会員の登録を取り消さなければならない。」と定め、この対象者として、「(1) 所属する加盟団体の承認を得ず、自らが自分の氏名、写真又は競技実績を広告に使うことを許した者」や「(7) 会員が直接使用する弓道衣又は弓具に広告を記載したものを使用し又は使用させた者」について定めています。

また、同規程第 4 条（放送等に出演の届出）は、「加盟団体又はその会員が、放送、座談会その他の行事に出演、参加を求められた場合は、あらかじめ連盟に届出なければならない。この場合において当該出演等が適当でないとき、これを禁止する。」と定めています。なお、当連盟では、近年における事情の変化を前提に、同条の「放送」には、WEB への掲載等の不特定多数人の閲覧に供する行為も広く含むものと考えております。（同規程については、時流の変化に合わせた改正を検討中です。）

このため、例えば、会員が企業の広告動画等に出演を求められたような場合には、事前に所属地連の承認を得ることが必要となります（第 3 条）。また、所属地連が、このような会員から承認を求める連絡を受けた場合や、企業から所属会員の広告動画等への出演を認めるような連絡を受けた場合には、事前に当連盟への届出が必要となります。

地連会長各位には、以上の点につき、貴地連関係者内で十分に情報を共有していただくとともに、所属会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、当連盟は、弓道の普及を目的とする団体ですが、公益法人であり、中央競技団体であることから、公益性や中立性に抵触するような企業の広告活動への協力はでき

ないのが原則となります。この点、貴地連も当連盟の加盟団体として、公益性や中立性への十分な配慮が必要な立場にあることを改めてご認識いただき、出演等の協力依頼があった場合には、必要に応じご相談ください。出演が妥当と判断でき当連盟への届出を行う際には、対象となる事案について、弓道の普及における重要性や、当該広告活動の公益性・中立性を示す情報や資料をあわせてご提出いただくようお願いいたします。

また、過去には、企業のCMに出演したり、推薦コメントを寄せたりするなどして広告に協力した芸能人等に対する法的責任や道義的・社会的責任が問題となった事案も多く存在するため、貴地連におかれましては、会員である弓道家の保護についても十分に配慮して慎重にご対応いただきますようお願いいたします。

以上、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【添付資料】 加盟団体及び会員等の遵守規程

◎本件の事務担当

全弓連事務局 三池・清水

TEL : 03-6447-2980/FAX 03-6447-2981

E-mail : kanri3@kyudo.jp